

# 岩木山頂ご来光ツアー2011



出発日：平成23年8月29日(月)  
午前01:00 出発!

旅行代金  
お一人様

**3,800円**

- ◆ 募集人員：40名(最少催行人員：35名)
- ◆ 募集締め切り：8月19日(金)
- ◆ 「岩木山サポートクラブ」が同行します。

五穀豊穰・家内安全を祈願する  
「お山参詣」のファイナルイベント。  
日本百名山「岩木山」山頂より  
旧暦8月1日の「朝日山」日の出を  
拝みます。

## スケジュール

岩木庁舎		津軽岩木	
JR 弘前駅(城東口) == 正面玄関前 == 百沢地区 == スカイライン == 岩木山 8 合目 +++(リフト)+++ 9 合目 ...			
午前 01 : 00 出発	01 : 30 頃	01 : 45 頃	02 : 30 頃
岩木庁舎		岩木山 8 合目 == 百沢地区 == 正面玄関前 == JR 弘前駅(城東口)	
04 : 20 頃	05 : 30	7 : 45 頃	8 : 00 頃 8 : 30 頃

※交通機関や道路状況、その他やむを得ない事情により行程及び時間に変更になる場合があります。

※ 岩木山山頂の気温は、弘前市街地より 10~15℃低く なります。(山頂気温 5~7℃時あり)

十分に温かい服装でご参加ください。

## ご案内

- 防寒雨具・防風具・ヘッドランプ・軍手などは各自ご用意ください。
- 厚底のトレッキングシューズなど登山に適した履物でご参加ください。
- ホッカイロ・敷物・長めのタオル類・携行食(おにぎりなど)・スポーツドリンクのご持参をお勧め
- 雨天決行(津軽岩木スカイライン・リフト運営中止などの場合はツアーを中止する場合があります。)
- この旅行はお客様のご都合でキャンセルされる場合、旅行代金の返金はありません。

## ご旅行条件(要約) お申込みの際には、必ずこの条件をお読みください。

この旅行は、(株)ジャパン・アート・トラベル青森(以下「当社」という)が行う企画として実施するものであり、お客様は、当社と募集型企画旅行契約(以下「契約」という)を締結することになります。また、契約の内容・条件は、各コースごとに記載されている条件のほか、下記条件、出発前にお渡しする確定書面(行程ご案内)及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の条により、なります。

1. 旅行の申込み方法及び契約の成立  
(1) 下記のお申込み又は旅行代金全額を添えてお申込みください。お申込みは旅行代金、取消料又は違約金のいずれか一部として取り扱います。

お申込み	3万円未満	3万円未満	6万円以上	10万円以上	10万円以上
	15万円未満	20万円未満	20万円未満	20,000円	代金の20%

(2) 予約の申込みを電話、郵便、ファクシミリで受け付けます。この場合、当社が契約の締結を承諾して、3日以内に申込金をお支払いください。

(3) 旅行契約は当社が予約を承諾し申込金をいただいた時に成立するものとします。

2. 旅行代金の支払い  
旅行代金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目に当日より前にお支払いいただきます。但し14日前以降のお申込みの場合は当社の指定した日までにお支払いいただきます。

3. 旅行代金の適用  
(1) 12歳以上の方はおとな代金、満6歳以上12歳未満の方は、こども代金となります。なお旅行代金は各コースごとに表示しております。

4. 旅行代金に含まれるもの、含まれないもの  
[含まれるもの]  
(1) パンフレットに記載した日頃の交通費、宿泊費、食事代、取扱料金及び消費税。  
(2) 添乗員が同行するコースでは、添乗員賃、団体行動に必要な付帯を含みます。上記はお客様のご都合で一部利用されなくても戻金はいりません。  
[含まれないもの]  
(1) パンフレットに明示した以外の交通費、食事代、クリーニング代、電報、電話料、追加飲食費等個人的性質の諸費等は含まれません。

5. 旅行内容の変更、旅行の中止  
(1) 当社は、天災地変、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令などの事由が生じた場合、パンフレットの旅行日程に就いた旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ理由を説明して、当該旅行を中止するか、旅行日程等を変更することがあります。

(2) パンフレットに明示してある最少催行人員に満たないときは旅行を中止する場合があります。その場合は出発日の13日前までにご連絡します。

6. 取消料  
お客様のご都合で旅行を取消される場合、および旅行代金を所定の期日までに入金がなく当社が参加をお断りする場合は、旅行代金に対しておひとりにつき下記の料金の取消料をお支払いいただきます。

取消日  
旅行開始前10日以上  
旅行開始前10日以内

**上記をご覧ください。**

お客様の一部で延期又はコースの変更、人員不足の場合も取消料をいただきます。

7. 当社の責任及び免責事項  
当社の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様の補われた損害を賠償する責に任じます。但し賠償額は、14日以内に申し出があった場合に限り1人最高15万円を限度に賠償します。

次のような事由により損害を補われたときは、上記の責任を負いません。  
イ. 天災地変、暴動、暴動又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。  
ロ. 運送、宿泊機関の事故もしくは火災又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。  
ハ. 官公署の命令又は伝染病による隔離、ニ. 自由行動中の事故、ホ. 盗中傷、六. 酒酔、七. 運送機関の遅延、不通又はこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮。

8. お客様の責任  
お客様の故意又は過失により、当社が損害を受けた場合は、お客様に損害の賠償をしていただきます。

9. 特別補償  
(1) 当社は、当社の責任が生ずるか否かを問わず、主要旅行目的の特別補償規定で定めるところにより、お客様がその生命、身体又は手荷物に就いた一定の損害について、あらかじめ定められた額の補償金及び見舞金を支払います。  
(2) お客様が旅行中に補われた損害が、お客様の故意、過失、酒酔又は、ハンダライザー除菌、スカイダイビング等危険な運動によるものであるときは補償金および見舞金をお支払いしません。

(3) 当社は、旅行に基づき補償金支払義務と当社の責任による損害賠償義務を兼ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務、損害賠償義務ともに履行されたものとします。

10. 旅行保証  
当社は、次の契約内容の重要な変更が生じた場合は、所定の料率による変更補償金を支払います。  
(1) 旅行開始日又は旅行終了日の変更、ご入場する観光地、観光施設その他の旅行の目的地の変更、運送機関の下落への変更、運送機関の種類又は会社名の変更、宿泊機関の種類又は名前の変更、宿泊機関の客室の種類、設備、景観の変更。  
ただし天災地変、暴動などの不可抗力または、運送、宿泊機関の旅行サービス提供の中止などによる場合は変更補償金を支払わないことがあります。

11. その他・基準期日  
(1) この旅行条件は、2008年4月1日現在を基準としております。またご旅行代金は2008年4月1日現在有効なものとして公示されている航空運賃・適用規則を基準として算出しています。  
(2) その他の旅行条件の詳細内容及び主催旅行約款につきましては係員にお尋ねください。

**個人情報の取り扱いについて**  
(1) (株)ジャパン・アート・トラベル青森(以下「当社」)およびご旅行をお申込みいただいた受託旅行業者(以下「協力店」)は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡や運送、宿泊機関等の手配のために利用させていただくほか必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。  
(2) 当社及び当社のグループ企業等は、販売店および当社が提供する企業が取り扱う商品、サービスに関する情報をお客様に提供させていただくことがあります。  
(3) 上記のほか当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店舗またはホームページでご確認ください。

■お問い合わせ・お申し込みは



青森県知事登録旅行業第2-105号 (社)全国旅行業協会会員  
㈱ジャパン・アート・トラベル青森メディア事業部